

都市計画課所管公共測量成果取扱要領

平成26年10月 1日 都市計画課長決定
改正 令和 2年 4月 1日 都市計画課長決定

(目的)

第1条 この要領は、都市計画課所管の公共測量成果（以下、「測量成果」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、適正な管理を図ることを目的とする。

(測量成果の種類)

第2条 この要領において、適用する測量成果は以下のとおりとする。

- (1) デジタルマッピングデータファイル
- (2) 航空写真（都市計画課所管分）
- (3) 旧地形図（マイラー含む）
- (4) その他関連データ

(測量成果の複製及び使用の承認)

第3条 前条の測量成果の複製及び使用の申請については、測量法（昭和24年法律第188号）に準じて都市計画課にて受付、承認を行うものとし、その様式については様式第1号から様式第4号までを使用するものとする。ただし、複製により得られる成果が測量成果としての正確さを要しないものは、この限りでない。

(管理体制)

第4条 前条に規定する申請書及び承認書は、都市計画課のファイルサーバー及び管理ファイルにて保管、管理を行うものとする。

(料金)

第5条 測量成果の交付に伴い徴収する料金、方法等については「都市計画図交付に関する事務取扱要領」によるものとする。

(その他)

第6条 この要領の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、別途課内にて協議し解決するものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月 1日から施行する。

この要領は、令和2年4月 1日から施行する。